

学校と保護者・地域の皆様が一体となって児童・生徒の成長を支え、連携するための
ガイドライン制定について
－安心して学び、安心して働くことができる学校であるために－

1. はじめに

2026 年 10 月 1 日付で施行される改正労働施策総合推進法において、カスタマーハラスメント防止が「雇用管理上の措置義務」と位置付けられました。これを受け、本学園においても「学校法人立命館におけるカスタマーハラスメントに関する基本方針」等を設定いたしました。

上記をふまえ立命館各附属校は、児童・生徒が安心して学び、教職員が安心して教育活動に取り組むことができる環境を大切にすることを再度確認・徹底したうえで、学校と保護者、地域の皆様が、相互に信頼し合い、尊重し合いながら、児童・生徒の成長を支えていくことを確認するため、この度、学園の基本方針に則り、附属校ガイドラインを制定しました。

本ガイドラインは、附属各校がこれまで以上に児童・生徒を取り巻くすべての方々との関係をよりよく維持・発展し、建設的に連携していくための基本的な考え方をお示しするものです。

2. 本校の基本姿勢

本校は、保護者等の皆様からのご意見、ご相談、ご要望を、子どもたちの教育活動の充実や学校運営の改善につながる大切なものとして受け止め、誠実に対応します。

一方で、教職員に対する威圧的な言動、長時間の拘束、人格を否定する発言、過度な要求など、教職員の安全や尊厳を損ない、教育活動に支障を及ぼす行為については、看過することとはできません。

本校は、すべての児童・生徒と教職員にとって安心できる環境を守るため、そのような行為に対しては、学校組織として適切に対応します。

3. 学校が大切にすること

本校は、次の点を大切にします。

- ・保護者等の皆様との電話・対面での丁寧な対話
- ・相互の立場を尊重した冷静な意思疎通
- ・児童・生徒の成長と安全を最優先にした対応
- ・教職員が安心して教育活動に従事できる環境の確保

4. ご理解をお願いしたいこと

保護者等の皆様からのご意見やご相談は、学校にとって重要なものです。

他方で、次のような行為は、教職員の安全や尊厳を損ない、結果として児童・生徒の教育環境にも影響を及ぼすおそれがあるため、ご遠慮いただきたいと考えています。

- ・長時間にわたる電話や面談
- ・勤務時間外の執拗な連絡
- ・威圧的な言動、暴言、人格を傷つける発言
- ・脅迫的な言動や暴力的な行為
- ・学校の責務の範囲を超える要求
- ・同一内容の繰り返しによる過度な対応要求
- ・SNS等での誹謗中傷や事実に基づかない情報発信
- ・教職員の私生活への過度な介入や無断での録音・撮影・公開

※これらはあくまで例示であり、個別の事案については、その内容や態様を踏まえて判断します。

5. 学校の対応について

本校は、保護者等の皆様との対話を大切にし、誠実な対応に努めます。

そのうえで、教職員の安全確保や学校運営上の必要性から、必要に応じて次のような対応を行うことがあります。

- ・面談や電話対応は、一定時間で区切ること。
- ・複数の教職員で対応すること。
- ・保護者の皆様とのやり取りを正確に把握し、よりよい教育活動や学校運営につなげるため、必要に応じて面談等を録音する場合があること。
- ・事前のお約束なく来校された場合には、その場での面談を行わず、改めて日時を調整すること。
- ・必要に応じて外部機関と連携すること。

※これらの対応は、保護者等の皆様との対立を目的とするものではなく、学校と家庭が今後適切な関係を維持していくために行うものです。

6. 相談・連携のために

学校と保護者等の皆様との信頼関係は、子どもたちの成長を支える大切な基盤です。

本校は、今後も保護者等の皆様からのご相談やご意見に真摯に耳を傾け、必要な説明と対応に努めてまいります。

そのうえで、すべての児童・生徒と教職員にとって安心できる教育環境を維持するため、本ガイドラインへのご理解とご協力をお願いいたします。

7. 施行

本ガイドラインは、2026年10月1日より施行します。

以上